

「憲法」を学ぶ

第2回 立憲主義

今回は、特定の条文の解説ではなく、日本国憲法の基本理念である「立憲主義」について解説します。

「立憲主義」とは、「すべての国民が個人として尊重されるために、最高法規としての憲法が、国家権力を制限し、人権保障をはか

憲法が国家権力を制限し、 人権保障をはかる

る」という理念です。この「立憲主義」という言葉自体は憲法の条文に表れませんが、全ての条文がこの理念に基づき制定されていることは、各条文をよく読めば理解できます。

国家は「法律」を定めて、国民の権利を制限することができます。代表民主制のもとでは、この「法律」は多数意見であると言つことができませんが、常に多数意見が正しいわけではありません(その典型例としてナ

の理念にこそ、憲法の存在意義があります。



チス・ドイツがあります。つまり、多数意見(法律)でも奪えない価値があるはずであり、歯止めが必要なのです。この歯止めが憲法なのです。

このように「国民が国家を制限するルールが憲法」であり、「国家が国民を制限するルールが法律」です。そして、憲法が最高の法規(ルール)であり、国家と法律はそれに反してはならないのです。

そのことは、日本国憲法98条1項に「(憲法)に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と定められ、99条に「国務大臣、国

会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定

められていることからわかります。

東京北法律事務所

坂田洋介 弁護士